

平成 30 年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

【定期監査】

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の対象範囲及び対象期間 | 1 |
| 3 | 監査の期間 | 1 |
| 4 | 監査の方法 | 1 |
| 5 | 監査の着眼点 | 1 |
| 6 | 実施状況 | 2 |
| 7 | 監査の結果 | 3 |

【財政援助団体等監査】

| | | |
|-----|--------------|---|
| 1 | 監査の種類 | 5 |
| 2 | 監査の対象範囲 | 5 |
| 3 | 監査の期間 | 6 |
| 4 | 監査の方法 | 6 |
| 5 | 監査の着眼点 | 6 |
| 6 | 実施状況 | 6 |
| 7 | 監査の結果 | 7 |
| (1) | 財政援助団体監査 | 7 |
| (2) | 公の施設の指定管理者監査 | 9 |

名 監 査 第 2 4 号
平成 31 年 2 月 18 日

| | |
|-----------------------|-----------|
| 名 寄 市 長 | 加 藤 剛 士 様 |
| 名 寄 市 議 会 議 長 | 黒 井 徹 様 |
| 名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長 | 小 野 浩 一 様 |
| 名 寄 市 農 業 委 員 会 会 長 | 進 藤 博 明 様 |

| | |
|---------------|---------|
| 名 寄 市 監 査 委 員 | 鹿 野 裕 二 |
| 名 寄 市 監 査 委 員 | 佐 々 木 寿 |

平成 30 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、平成 30 年度監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象範囲及び対象期間

| 監査対象部課 | 監査の対象範囲 | 監査の対象期間 |
|----------------------|--|---------------------------------------|
| 市民部地域住民課(福祉関係) | 契約事務、補助金等交付事務 | 平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日 |
| 健康福祉部社会福祉課、社会福祉協議会担当 | 名寄市総合福祉センター施設管理等(車両(費用負担等)を含む。) | 平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日 |
| 名寄市立大学事務局、図書館 | 旅費、契約事務、未収金に関する事務、現金等取扱事務、(鉄道乗車券含む。保管状況を含む。)教員の服務等人事管理(兼職・兼業関係)、食堂・図書館に関する事項(利用状況) | 平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日 |
| 農業委員会事務局 | 事務全般 | 平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日 |
| 議会事務局 | 政務活動費の交付に関する事務 | 平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日 |

3 監査の期間

平成 30 年 10 月 29 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

4 監査の方法

監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員へ質問、また通査により監査を実施した。

5 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかを主眼に、次の事項を着眼点に監査を実施した。

(1) 共通事項

- ア 予算の執行、収入、支出及び契約の事務は、適正かつ効率的に行われているか。
- イ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- エ 市の事務事業の執行が、法令等の定めるところに従って適正に行われているかという行政監査を含む。

(2) 収入事務

- ア 納期限後を経過しても収入未済となっているものの処理は、適正になされているか。
- イ 収入未済の整理について、努力が払われているか。
- ウ 現金取扱事務で、出納員、現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。

エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。

オ 収入金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(3) 支出事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 支出負担行為の時期及び手続きは適正に行われているか。

ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

エ 委託の相手方及び選定方法は適切か。また、委託内容の履行確認は適正に行われているか。

オ 負担金、補助金及び交付金等の事務処理は適正か。

(4) 契約事務

ア 契約手続きは、適正であるか。

イ 契約書等関係書類は、的確に整備されているか。

ウ 契約の履行は、適正に行われているか。

※ その他着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行(平成 17 年 11 月発行)「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」及び「第 2 経営に係る事業管理監査の着眼点」を参考に実施した。

6 実施状況

| 監査対象部課 | 監査実施通知日 | 監査対象書類 提出期限 | 監査対象書類 提出日 |
|----------------------|---------|-------------------|--|
| 市民部地域住民課(福祉関係) | 10月17日 | 10月29日～ 12月21日 | 監査の対象範囲 となるべき事務 分掌がないため 提出書類なし。 |
| 健康福祉部社会福祉課、社会福祉協議会担当 | 10月17日 | 10月29日～ 12月21日 | 10月31日 |
| 名寄市立大学事務局、図書館 | 10月17日 | 10月29日～ 12月21日 | 12月21日 |
| 農業委員会事務局 | 10月17日 | 10月29日～ 12月21日 | 12月21日 |
| 議会事務局 | 10月17日 | 10月29日～ 12月21日 | 10月22日 |

7 監査の結果

監査対象部課から提出された関係書類による監査及び面接監査により確認した現状、「監査の結果報告等に係る事務取扱規程」第2条に定める改善が必要なもの（以下【改善】）、検討を要するもの（以下【検討】）、注意すべきもの（以下【注意】）及び監査の意見（以下【意見】）は、次のとおりである。

(1) 市民部地域住民課

監査の対象範囲となるべき契約事務及び補助金等交付事務を分掌していないため、監査結果の報告なし。

(2) 健康福祉部社会福祉課、社会福祉協議会担当

【改善】

ア 総合福祉センターの公金収納事務取扱について、市の担当職員が行うのか若しくは同施設に入居している私人である名寄市社会福祉協議会が行うのか責任の所在を明らかにすべきである。市の担当職員が行う場合は、名寄市事務分掌規則に規定することが望ましく、名寄市社会福祉協議会が行う場合は、地方自治法施行令第158条（歳入の徴収又は収納の委託）及び名寄市公金収納事務委託取扱要綱第3条（受託者としての身分の表示）に基づき納入義務者の見やすい方法により公表（窓口に表示する及びホームページに掲載する等）が必要である。

イ 公の施設である総合福祉センターの使用料に関する書類について、条例で定める「使用料」と指定管理者制度を用いた場合の「利用料金」の用語が混在していた。

【検討】

市の委託事業について、名寄市社会福祉協議会がホームページ等に掲載する場合は、市の受託事業であることを明示するよう指導することが望ましい。

【注意】

名寄市社会福祉協議会に対する補助金の交付事務においては、「名寄市社会福祉法人の助成に関する条例」が根拠の一つとなることを的確に押さえて補助金交付事務を行うべきである。

その他事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

(3) 名寄市立大学事務局、図書館

【改善】

授業料等並びに学生寮費及び学生寮実費徴収金の収納事務及び滞納整理事務について、精査のうえ、今後、法令にのっとった事務が求められる。

【注意】

ア 授業料等及び学生寮費の納付書又は通知文書に「教示」の記載が必要と思われる。

(行政不服審査法第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項) また、教示を記載した通知文書は市長名で通知することになる。

イ 復命書に出張の目的等が不適切なものが見受けられた。

ウ 旅費を自己負担とする旨の記載があるのは誤りである。

その他事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

(4) 農業委員会事務局

【注意】

取り下げた現況証明願書及び添付書類を願出人に返却すべきところを保管していた。

その他事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

【意見】

「農地法第 3 条決定書兼処理台帳」については、農家の財産を管理する台帳であることから、引き続き適正厳格な運用を求める。

(5) 議会事務局

【注意】

政務活動費報告に係る費用の記載について、収入額と添付の収支報告書の収入額が一致していないものがあった。金額が合致していないときは、その理由を明記する等可視化を図る必要がある。

(6) 全体共通事項

- ア 起案文書の記載不備、添付書類の不足。
- イ その他書類(復命書を含む)における記載等の不備、添付書類の不足。
- ウ 記載事項等の訂正方法が不適切。
- エ 専決権者の誤り。
- オ 報告書等に決裁なし。
- カ 出張後の復命遅延。

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象範囲

(1) 財政援助団体監査

ア 平成 30 年度において、舞台芸術劇場補助金の交付を受けた団体。

イ 平成 29 年度において、名寄市文化芸術振興助成金の交付を受けた団体。

| 監査対象団体 | 対象補助金等 | 監査対象部課 |
|---------------------|--------------|----------|
| なよろ舞台芸術劇場実行委員会 | 舞台芸術劇場補助金 | 教育部生涯学習課 |
| 名寄おやこ劇場 | 名寄市文化芸術振興助成金 | |
| アルティコンチェルト名寄公演実行委員会 | | |
| 風っ子プロジェクト | | |
| ハーモニーなよろ | | |

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 平成 30 年度において、利用料金の収入があるもの。

イ 平成 30 年度において、市の車両を貸付契約により使用しているもの。

| 監査対象公の施設 | 指定管理者 | 監査の対象範囲 | 監査対象部課 |
|------------------|----------------------|-----------------|-------------------|
| 名寄市営球場 | 一般財団法人 名寄市体育協会 | 利用料金及び 車両使用等 | 教育部スポーツ・ 合宿推進課 |
| 名寄市サブ球場 | | | |
| 名寄市テニスコート | | | |
| 名寄公園テニスコート | | | |
| 名寄市営智恵文水泳プール | | | |
| 名寄市スポーツセンター | | | |
| 名寄市B&G海洋センター | | | |
| 名寄市営南水泳プール | | | |
| 体育センターピヤシリ・フォレスト | 株式会社 名寄振興公社 | 利用料金及び 車両使用等 | 教育部スポーツ・ 合宿推進課 |
| 名寄市ピヤシリシャンツェ | | | 経済部耕地林務課 |
| なよろ健康の森 | | | 経済部営業戦略室 営業戦略課 |
| 名寄ピヤシリスキー場 | | | 建設水道部都市整備課 |
| 名寄公園パークゴルフ場 | | | |
| 天塩川さざなみ公園 | 風連環境保全事業 協同組合 | 利用料金及び 車両使用等 | 建設水道部都市整備課 |
| 名寄市特別養護老人ホーム清峰園 | 社会福祉法人名寄市 社会福祉事業団 | 車両使用等 | 健康福祉部高齢者 支援課 |
| 名寄市デイサービスセンター楽々館 | | | |
| 名寄市デイサービスセンター友遊館 | | | |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------------|-------|-------------------|
| 名寄市風連特別養護老人ホームしら かばハイツ | 社会福祉法人名寄市 社会福祉事業団 | 車両使用等 | 健康福祉部高齢者 支援課 |
| 名寄市風連在宅老人デイサービスセ ンター | | | |
| サンピラーパーク森の休暇村 | 有限会社岩守産業 | 利用料金 | 建設水道部都市整 備課 |
| ふうれん地域交流センター | 風連商工会 | 利用料金 | 教育部風連生涯学 習担当 |
| 駅前交流プラザ「よろーな」 | 特定非営利活動法人 なよろ観光まちづくり 協会 | 利用料金 | 経済部営業戦略室 営業戦略課 |
| 名寄市北国雪国ふるさと交流館 | 名寄美装工業株式会社 | 利用料金 | 総務部企画課 |

3 監査の期間

平成 30 年 10 月 29 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

4 監査の方法

当該補助金又は公の施設を所管する部課並びに財政援助団体及び公の施設の指定管理者に対し、関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

市が財政的援助を行っている監査対象の団体に対し、当該団体に対する財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適法及び妥当に行われているか等を主眼として監査を実施した。

- ア 補助金の対象範囲は適正か。
- イ 補助金の公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の交付事務等は適正か。

(2) 公の施設の指定管理者監査

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況が指定管理者制度を導入した目的に沿い、適法かつ妥当に行われているか等を主眼として監査を実施した。

- ア 利用料金の設定等は適正になされているか。
- イ 市の車両の使用等について、協定書等に基づき適切に履行されているか。また、契約事務及び車両の使用範囲は適正か。

6 実施状況

| 監査対象部課等 | 監査実施通知日 | 監査対象書類 提出期限 | 監査対象書類 提出日 |
|-----------------------|---------|----------------|---------------|
| 教育部生涯学習課 | 10月17日 | 10月31日 | 11月1日 |
| 総務部総務課（車両係） | 10月17日 | 10月31日 | 11月27日 |
| 30年度において利用料金の収入があるもの | 10月17日 | 12月25日 | ～1月10日 |
| 30年度において市の車両を使用しているもの | 10月17日 | 11月9日 | ～11月9日 |

7 監査の結果

監査結果は次のとおりである。

(1) 財政援助団体

ア なよろ舞台芸術劇場実行委員会

(ア) 監査対象部課

教育部生涯学習課

(イ) 補助金等の内容

a 補助金の名称

舞台芸術劇場補助金

b 補助の根拠条例等

名寄市文化芸術振興条例、名寄市補助金等交付規則

c 補助金額(平成 30 年度予算)

11,000,000 円

(ウ) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると判断した。

なお、監査対象課より提出された関係書類による監査及び面接監査により、「監査の結果報告等に係る事務取扱規程」第2条に定める改善が必要なもの(以下【改善】)及び注意すべきもの(以下【注意】)は、次のとおりである。

【改善】

実行委員会総会が4月に開催されているが、当該総会の開催前に補助金が申請により交付されており、改善が必要である。

【注意】

事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

イ 平成 29 年度名寄市文化芸術振興助成金交付団体

(ア) 監査対象部課

教育部生涯学習課

(イ) 補助金等の内容

a 補助金の名称

名寄市文化芸術振興助成金

b 補助の根拠条例等

名寄市文化芸術振興条例、名寄市補助金等交付規則、名寄市文化芸術審議会規則、名寄市文化芸術振興助成金交付要綱

c 補助金額

860,000 円

(ウ) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると判断した。

なお、監査対象課より提出された関係書類による監査及び面接監査により確認した財政援助団体ごとの現状、「監査の結果報告等に係る事務取扱規程」第2条に定める改善が必要なもの(以下【改善】)及び注意すべきもの(以下【注意】)は、次のとおりである。

【名寄おやこ劇場】

【改善】

- ① 名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第16条の規定により、助成要件とされる各事項（助成事業を実施する際、ポスター、チラシ等に市の補助金を受けた事業であることを表示すべき等）について、遵守し、その実行が必要である。
- ② 収支報告書にチケットの売り上げ枚数等収入に関する書類が添付されておらず、正しい収支の把握のため実績報告書に係る審査事務の改善が必要である。

【注意】

事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

【アルティコンチェルト名寄公演実行委員会】

【改善】

- ① 名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第16条の規定により、助成要件とされる各事項（助成事業を実施する際、ポスター、チラシ等に市の助成金を受けた事業であることを表示すべき等）について、遵守し、その実行が必要である。
- ② 補助金の支出において、申請者が実行委員会であるにも関わらず、実行委員会を構成する役員の個人口座に補助金を支出していた。改善が必要である。
- ③ 収支報告書にチケットの売り上げ枚数等収入に関する書類が添付されておらず、正しい収支の把握のため実績報告書の審査事務の改善が必要である。
- ④ クレジットカードによる支払については、今後、運用の基準を定めるべきである。

【注意】

事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

【風っ子プロジェクト】

【改善】

名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第16条の規定により、助成要件とされる各事項（事業を実施する際、ポスター、チラシ等に市の助成金を受けた事業であることを表示すべき等）について、遵守し、その実行が必要である。

【注意】

事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

【ハーモニーなよろ】

【改善】

名寄市文化芸術振興助成金交付要綱第16条の規定により、助成要件とされる各事項（事業を実施する際、ポスター、チラシ等に市の助成金を受けた事業であることを表

示すべき等)について、遵守し、その実行が必要である。

【注意】

事務処理において注意すべき事項は、全体共通事項に記載のとおりであり、これらについては面接監査で訂正済みであることを確認しており、かつ指導済みである。

ウ 全体共通事項

- (ア) 起案文書の記載不備、添付書類の不足。
- (イ) その他の書類の記載等の不備、添付書類の不足。
- (ウ) 実績報告書の提出遅延。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 利用料金の収入があるもの

指定管理者制度における使用料及び利用料金については、おおむね適正に処理がなされていると判断した。

なお、監査により確認した事項について、「監査の結果報告等に係る事務取扱規程」第2条に定める改善が必要なもの（以下【改善】）、検討を要するもの（以下【検討】）及び意見（以下【意見】）は、次のとおりである。

【改善】

名寄市北国雪国ふるさと交流館、ふうれん地域交流センター、駅前交流プラザ「よろ一な」の指定管理業務について、利用料金を収納した際に指定管理者が発行する領収書中「利用料金」とすべきところを「使用料」として発行しており、条例に基づいた運用とすべきであり改善が必要である。

【検討】

平成30年10月29日に、市内3箇所のパークゴルフ場の利用料金収納について実地調査を行った。利用者の利便性を図るため自動発券機が設置されており、年齢により優遇された発券メニューボタンが含まれているが、年齢にかかわらず誰でもがそのメニューボタンを押すことが可能となっており、利用者の判断にゆだねられている。引き続き、わかりやすい適正な運用を維持すべきである。

【意見】

公の施設の指定管理者制度では、利用者に誤解を生じさせないよう的確な対応で運用すべきである。

イ 市の車両を貸付契約により使用しているもの

市が指定管理者に貸付けている車両の使用関係について監査した結果、管理運営及び事務の執行は、おおむね適正に処理されていると判断した。

なお、指定管理者及び関係部課から提出された調査票及び関係書類により確認した事項、注意すべきもの（以下【注意】）及び意見（以下【意見】）は、次のとおりである。

【確認した事項】

指定管理者による市の車両の使用関係については、運行管理の記録、市と事業所との契約手続きについてはおおむね適正に行われていた。

【注意】

市と指定管理者との車両無償貸付契約において、市が任意保険料を負担しているケースが見受けられたが、その理由を明確にしておくことが求められる。また、その契約においては、交通事故が発生した場合の取扱いとして、自動車損害賠償補償法第16条に基づく直接払いがあるケース等について、市と借受者間の取扱いについて明確にしておくべきである。

【意見】

市の車両の使用関係については、おおむね適正に処理、運用がされていることから、今後も適正な事務及び契約の履行に努めていただきたい。特に運行管理日誌は、正確に記録されており評価できるものである。

市が保有する車両は、地方自治法に規定する物品等に位置付けられ、自動更新は避けるべき契約である。今回、平成30年度の契約は更新されていることが確認されたが、引き続き適正な事務遂行及び安全管理の徹底に取り組まれない。